

児童・障害者相談センター
児童相談センター

業 務 概 要

2024 年度版
(2023 年度実績)

○児童福祉法抜粋

(児童の権利)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(保護者、地方公共団体の責任)

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、(中略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(中略)

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 (略)

○障害者基本法抜粋

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会*の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

はじめに

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の2023年度事業実績をまとめました。

2023年度に児童相談センターが対応した相談件数は20,474件でした。そのうち児童虐待相談は7,073件（前年度比108.9%）となり、前年度より僅かに減少した2022年度から再び増加に転じて過去最多件数を更新しました。

全国的には依然として児童虐待相談対応件数が増加しており、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。愛知県におきましても、2022年12月に国から示された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童相談センターの専門職員の計画的な増員に取り組み、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、里親等への委託推進、被虐待児童の自立支援等に取り組んでまいります。

2023年度に障害者更生相談所が対応した相談件数は、身体障害者相談が32,240件（前年比99.5%）、知的障害者相談は4,632件（前年比97.4%）で、いずれも前年より僅かに減少しました。

障害者更生相談所では、手帳の交付や更生医療・補装具の要否判定の実施等を通して、障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように一層支援してまいります。

これからも、関係機関の方々との連携・協力の下、児童福祉法・障害者基本法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、職員一同日々力を注いでまいりたいと考えております。

2024年12月

中央児童・障害者相談センター長	前田	清
海部児童・障害者相談センター長	渡辺	雅樹
知多児童・障害者相談センター長	百瀬	貴子
西三河児童・障害者相談センター長	荒木	聖弘
豊田加茂児童・障害者相談センター長	松永	聡
新城設楽児童・障害者相談センター長	武田	靖志
東三河児童・障害者相談センター長	山本	光俊
一宮児童相談センター長	杉本	一正
春日井児童相談センター長	鈴木	勉
刈谷児童相談センター長	近藤	雅明

目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要	
1 沿革	1
2 所在地と管轄区域	2
3 機構と職員配置状況	3
第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務	
1 概要	
(1) 業務内容	5
(2) 業務系統図	6
(3) 相談の種類と主な内容	7
2 児童相談業務の状況	
(1) 相談業務	
ア 相談受付の状況	8
イ 相談受付の種別	9
ウ 相談対応の状況	10
エ 延べ件数	12
オ 児童虐待相談の状況	13
(2) 家庭支援電話相談業務	16
(3) 一時保護業務	17
(4) 里親関連業務	18
(5) 児童虐待防止対策事業	20
3 資料	
福祉行政報告例等	24
第3 障害者相談部門の業務	
1 概要	40
2 業務内容	41
3 障害者相談業務の実施状況	45
4 資料	49

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革

1948年 4月 1日	中央児童相談所開設
1948年 6月 30日	一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
1953年 11月 1日	身体障害者更生相談所開設
1956年 11月 1日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
1960年 7月 1日	精神薄弱者更生相談所開設
1972年 4月 1日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
1973年 4月 1日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
1975年 4月 1日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
1977年 5月 1日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
1981年 4月 1日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
1989年 4月 1日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
1993年 9月 1日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
1999年 4月 1日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
2002年 4月 1日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
2008年 4月 1日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
2015年 4月 1日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

2 所在地と管轄区域

(1) 所在地

相談センター名	設 置 場 所	面積(k㎡)	人 口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL052-961-7250 〒460-0001	272	643,422	105,556
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL0567-25-8118 〒496-8535	209	320,059	46,464
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL0569-22-3939 〒475-0902	392	618,260	98,110
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL0564-27-2779 〒444-0860	605	590,997	96,334
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市瑞穂町2-5-1 TEL0565-33-2211 〒471-0863	951	477,196	73,309
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市字中野6-1 TEL0536-23-7366 〒441-1326	1,052	49,156	5,850
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL0532-54-6465 〒440-0806	671	681,957	103,052
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL0586-45-1558 〒491-0917	334	778,389	114,879
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL0568-88-7501 〒480-0304	156	449,538	67,960
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL0566-22-7111 〒448-0851	203	529,531	86,427
計		4,845	5,138,505	797,941

(注) ・「面積」は、2024年4月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)
 ・「人口」は、2024年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)
 ・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。2024年10月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)

(2) 管轄区域

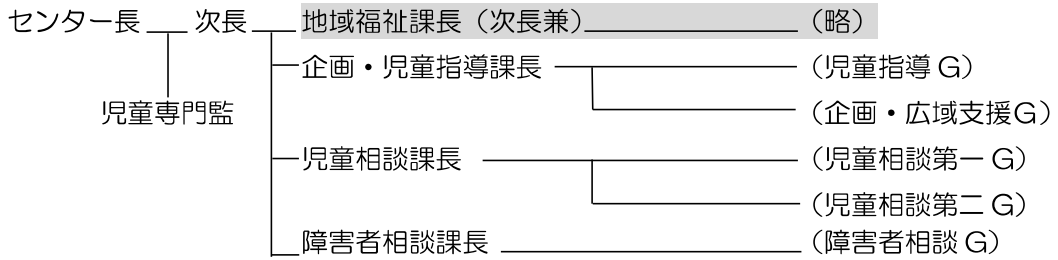
2024年4月1日現在

相談センター名	児 童 相 談 業 務	障 害 者 相 談 業 務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

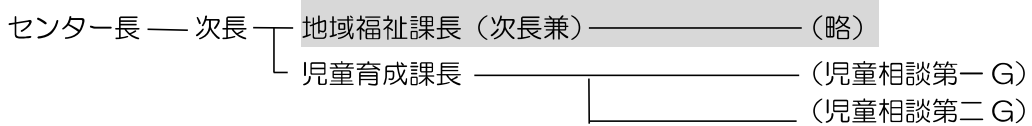
3 機構と職員配置状況 (2024年4月1日現在)

(1) 機構

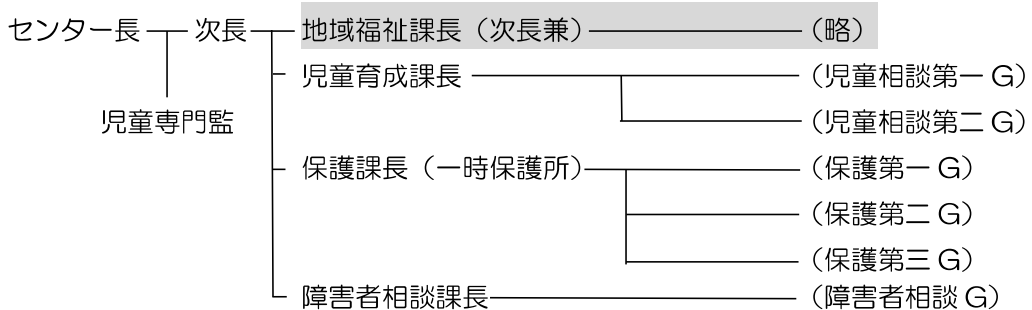
○尾張福祉相談センター (中央児童・障害者相談センター)



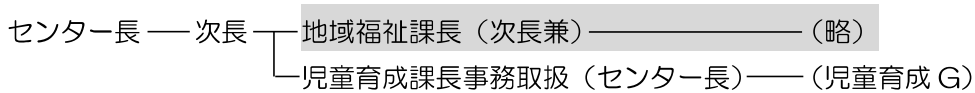
○海部、知多、豊田加茂福祉相談センター (児童・障害者相談センター)



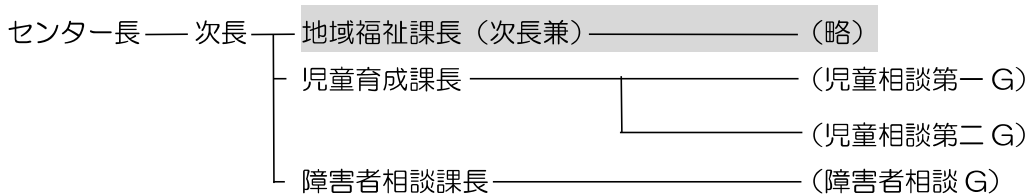
○西三河福祉相談センター (児童・障害者相談センター)



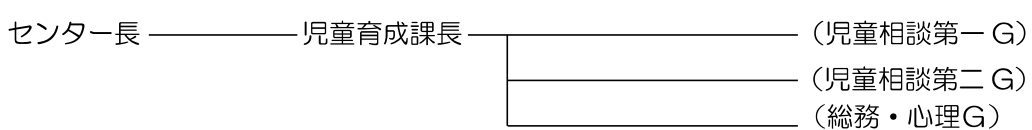
○新城設楽福祉相談センター (児童・障害者相談センター)



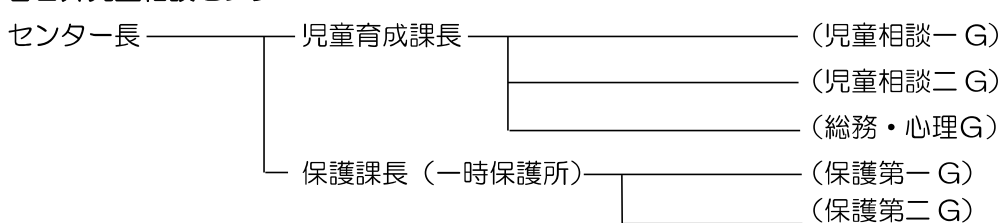
○東三河福祉相談センター (児童・障害者相談センター)



○一宮児、刈谷児童相談センター



○春日井児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (2024年4月1日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中 央	1	1 (2)	5	25	14	1		(8)	1	3 (1)	1	2 (5)	54 (16)
海 部	1	(1)	3	13	8	1		(2)		1			27 (3)
知 多	1		4	20	12	1		(2)		1			39 (2)
西三河	1	1 (2)	4	23	13	1	35 (8)	(8)	1	1 (1)	1	1	82 (19)
豊 田 加 茂	1		4	20	12	1		(2)		1			39 (2)
新 設 城 楽	1	(1)	1	2	1	1				1			7 (1)
東三河	1	(1)	4	22	13	1		(1)	1	1	1	(1)	44 (3)
一 宮	1	(2)	5	27	16	1		2 (3)					52 (5)
春日井	1		4	21	11	1	23 (3)	3 (5)					64 (8)
刈 谷	1		4	19	12	1		2 (3)					39 (3)
計	10	2 (9)	38	192	112	10	58 (11)	7 (34)	3	9 (2)	3	3 (6)	447 (62)

※()は非常勤職員等(別掲)

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

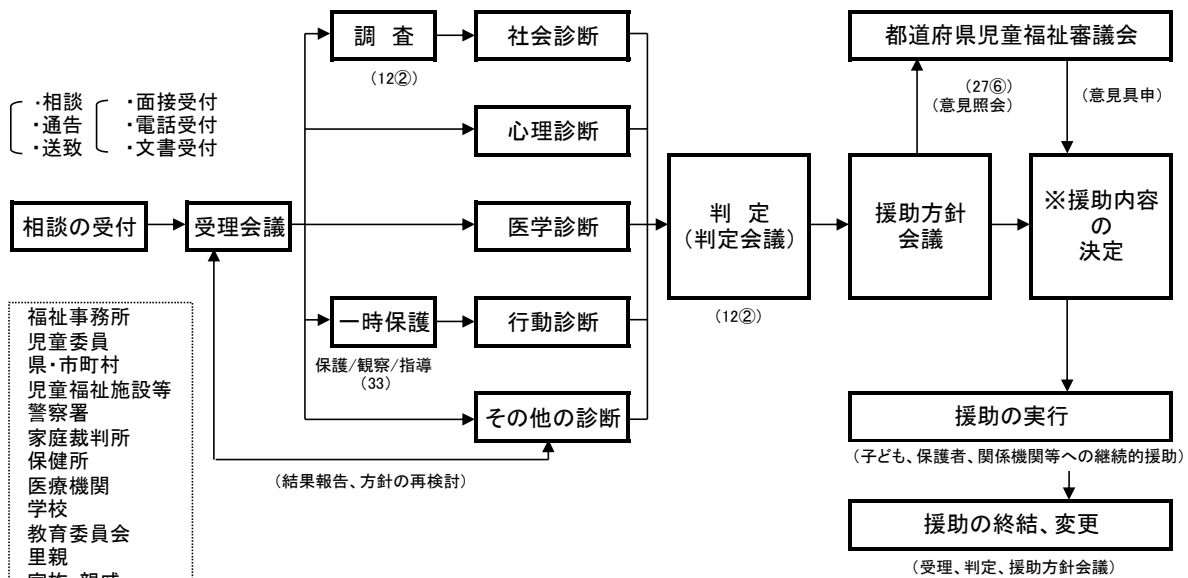
1 概要

(1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 子どもの一時的保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- 7 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- 8 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 9 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



- 福祉事務所
児童委員
県・市町村
児童福祉施設等
警察署
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会
里親
家族・親戚
近隣・知人
児童本人

- ※援助内容
- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
 - 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
指定発達支援医療機関委託 (27②)
 - 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
 - 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
 - 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ)
都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
 - 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
 - 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
 - ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - エ 後見人選任の請求 (33の8)
 - オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 （ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	く犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。 （受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2 児童相談業務の状況

(1) 相談業務

ア 相談受付の状況

○ 経路別受付状況

2023年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は20,629件で、2022年度の20,182件から+447件(+2.2%)の増加となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、7,298件となっています。次に警察からが5,949件、家族・親戚からが4,108件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	125	5	69	4,524	1	16	358	18	139	15	5	3,214	4
女	155	1	73	2,208	1	18	172	19	113	12	7	2,735	6
計	280	6	142	6,732	2	34	530	37	252	27	12	5,949	10
構成比	1.4%	0.0%	0.7%	32.6%	0.0%	0.2%	2.6%	0.2%	1.2%	0.1%	0.1%	28.8%	0.0%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	2	159	10	221	1	24	4	2,464	604	123	87	12,192
女	0	135	8	276	7	10	3	1,644	634	146	54	8,437
計	2	294	18	497	8	34	7	4,108	1,238	269	141	20,629
構成比	0.0%	1.4%	0.1%	2.4%	0.0%	0.2%	0.0%	19.9%	6.0%	1.3%	0.7%	100.0%

イ 相談受付の種別

○ 相談種別別児童受付状況

2023年度の「相談受付件数」20,629件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	397	254	2	1	0	0	3	0	0	0	0
1歳	401	183	0	0	0	0	7	68	0	0	0
2歳	435	221	1	1	0	0	9	132	3	0	0
3歳	439	206	0	1	0	0	8	756	44	0	0
4歳	456	164	0	2	0	1	8	369	33	0	0
5歳	392	178	0	2	0	1	25	796	87	0	0
6歳	440	191	0	7	0	1	19	425	48	0	2
7歳	390	166	1	4	0	1	29	652	84	4	2
8歳	440	169	0	3	0	0	14	308	40	2	10
9歳	449	166	0	5	0	0	9	225	36	3	6
10歳	419	172	0	8	0	2	29	528	51	3	5
11歳	416	202	0	4	0	1	8	307	34	12	15
12歳	415	230	1	5	0	0	6	263	22	18	27
13歳	432	290	1	1	0	2	17	513	29	31	86
14歳	359	313	0	3	0	0	15	375	29	36	32
15歳	323	320	2	2	0	0	8	301	13	21	5
16歳	310	269	1	0	0	1	22	440	4	29	0
17歳	261	284	1	2	0	0	14	413	4	17	1
18歳以上	7	24	0	0	0	0	1	19	0	0	0
計	7,181	4,002	10	51	0	10	251	6,890	561	176	191

	育成相談					計	(再掲)		
	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育相 育児・しつけ談	その他の相談		児童虐待通告	いじめ相談	児童買春等 被害相談
0歳	0	0	0	19	16	692	430	0	0
1歳	0	0	0	8	5	672	459	0	0
2歳	0	0	0	34	2	838	496	0	0
3歳	0	0	2	64	4	1,524	492	0	0
4歳	4	0	5	43	7	1,092	516	0	0
5歳	2	0	24	70	7	1,584	440	1	0
6歳	22	3	36	20	3	1,217	508	1	0
7歳	18	3	51	0	9	1,414	442	0	0
8歳	39	3	35	2	4	1,069	496	1	0
9歳	48	5	30	1	6	989	491	2	0
10歳	48	6	23	0	5	1,299	470	0	0
11歳	60	8	27	0	5	1,099	469	3	0
12歳	59	3	15	1	3	1,068	463	0	0
13歳	68	11	21	0	3	1,505	475	7	0
14歳	66	8	13	0	4	1,253	411	1	0
15歳	35	2	8	0	5	1,045	360	1	0
16歳	38	7	1	0	9	1,131	337	8	0
17歳	33	2	6	0	5	1,043	265	5	0
18歳以上	2	0	0	0	42	95	2	0	0
計	542	61	297	262	144	20,629	8,022	30	0

ウ 相談対応の状況

○ 相談種類別対応状況

2023年度の「相談対応件数」は20,474件で、前年度に比べ+394件(+2.0%)の増加となっています。(11ページの表のとおり)

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が7,744件で全体の37.8%を占めており、以下、「養護相談(虐待)」7,073件(34.5%)、「養護相談(虐待を除く)」3,983件(19.5%)、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,164件(5.7%)の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談(虐待)」が108.9%(6,493件→7,073件)、「非行相談」が107.9%(330件→356件)と増加している一方、「養護相談(虐待を除く)」が97.8%(4,072件→3,983件)、「障害相談」が99.8%(7,758件→7,744件)、「育成相談」が95.3%(1,221件→1,164件)と前年度と同様に僅かに減少しています。

○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した20,474件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が17,675件で全体の86.3%を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が7,628件(43.2%)、養護相談が8,704件(49.2%)を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は820件で全体の4.0%を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が512件(62.4%)、養護相談-その他の相談が240件(29.3%)で、養護相談だけで「継続指導」の91.7%を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は284件で全体の1.4%を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は87件で全体の0.4%を占めています。なお、2017年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、2023年度は827件(4.0%)の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと前年度は減少していた「里親委託」が119.2%(73件→87件)、「市町村送致」は、113.4%(729件→827件)、「助言指導」は、101.6%(17,402件→17,675件)と増加しております。その一方、前年度は増加した「児童福祉施設入所」が91.3%(311件→284件)と減少。「継続指導」は、前年度と同様に95.8%(856件→820件)と減少しています。

区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	会福祉主事指導を含む 知的障害者福祉司・社
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							
相養 談護	児童虐待相談	5,453	512	46	71	0	0	0	784	0	
	その他の相談	3,251	240	149	11	0	0	0	43	0	
保健相談		10	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害 相談	肢体不自由相談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害等相談	8	0	2	0	0	0	0	0	0	
	重症心身障害相談	213	0	0	0	0	0	0	0	0	
	知的障害相談	6,848	5	2	0	0	0	0	0	0	
	発達障害相談	552	2	5	0	0	0	0	0	0	
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	122	18	9	8	0	0	0	0	0	
	触法行為等相談	16	5	0	59	0	0	0	0	0	
育 成 相 談	性格行動相談	480	35	15	1	0	0	0	0	0	
	不登校相談	53	2	6	0	0	0	0	0	0	
	適性相談	297	0	4	0	0	0	0	0	0	
	育児・しつけ相談	249	1	7	0	0	0	0	0	0	
その他の相談		116	0	28	0	0	0	0	0	0	
計		17,675	820	273	150	0	0	0	827	0	
再 掲	いじめ相談	30	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分		訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里 親 委 託	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 約	そ の 他	計
			入 所	家 庭 裁 判 所 送 致 (入 所 の 再 掲) 法 第 2 7 条 の 3 に よ る	通 所						
相養 談護	児童虐待相談	4	130	0	0	1	30		0	42	7,073
	その他の相談	0	118	0	0	0	57		3	111	3,983
保健相談		0	0	0	0	0	0		0	0	10
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0		46	0	53
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	10
	重症心身障害相談	0	1	0	0	2	0		38	2	256
	知的障害相談	0	4	0	0	0	0		0	6	6,865
	発達障害相談	0	1	0	0	0	0		0	0	560
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	2	9	0	0	0	0	4	0	2	174
	触法行為等相談	74	8	0	0	0	0	13	0	7	182
育 成 相 談	性格行動相談	0	13	0	0	0	0		0	1	545
	不登校相談	0	0	0	0	0	0		0	0	61
	適性相談	0	0	0	0	0	0		0	0	301
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		0	0	257
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	0	144
計		80	284	0	0	3	87	17	87	171	20,474
再 掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0		0	30
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0		0	0

工 延べ件数

2023年度中に調査や指導を行った延べ件数は377,880件で、前年度に比べ5,240件（+1.4%）増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談（虐待）」が207,517件で全体の54.9%を占めています。以下、「養護相談（虐待を除く）」123,504件（32.7%）、「障害相談」25,079件（6.6%）の順となっています。

前年度と比較しますと、昨年度増加した「非行相談」が110.0%（10,831件→11,914件）と今年度も増加しており、その他「養護相談（虐待）」も105.0%（197,649件→207,517件）と増加。昨年度は僅かに減少した「障害相談」も103.1%（24,329件→25,079件）と増加しております。その一方、「養護相談（虐待を除く）」は95.5%（129,383件→123,504件）、「育成相談」は95.5%（10,121→9,668件）と減少しています。

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	29,664	1,560	466	434	6,957	1,076	547	5	3,164	0	5	6,480	3,777	170	54,305
保護者	93,356	1	0	36	0	0	1	0	8,431	0	1	533	4,211	61	106,631
その他	207,827	1	0	14	0	1	0	1	2,394	0	0	1,317	5,340	49	216,944
計	330,847	1,562	466	484	6,957	1,077	548	6	13,989	0	6	8,330	13,328	280	377,880

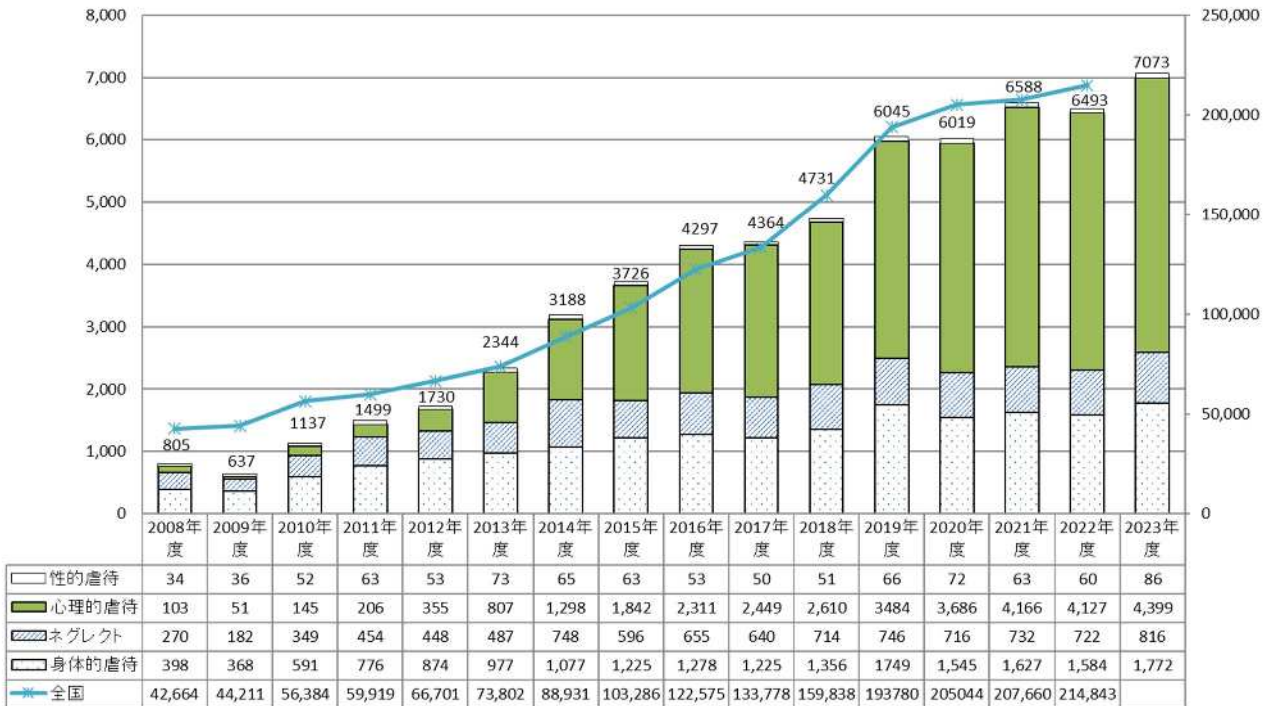
区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計	
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員		
養護相談	児童虐待相談	190,504	578	289	259	415	30	287	3	2,832	0	6	4,850	7,317	147	207,517
	その他の相談	113,316	208	150	201	234	23	118	2	1,610	0	0	2,578	4,949	115	123,504
保健相談	49	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	51	
障害相談	肢体不自由相談	484	0	0	0	7	0	0	0	14	0	0	1	5	0	511
	視聴覚障害相談	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
	言語発達障害等相談	11	0	0	0	3	0	0	0	7	0	0	0	0	21	
	重症心身障害相談	1,469	0	0	0	82	121	0	0	242	0	0	7	21	0	1,942
	知的障害相談	5,834	733	3	2	5,192	885	5	1	7,672	0	0	61	56	1	20,445
自閉症等相談	914	0	0	0	505	1	1	0	692	0	0	14	5	0	2,132	
非行相談	く犯行為当相談	5,586	4	5	3	20	1	27	0	83	0	0	154	175	4	6,062
	触法行為当相談	4,967	18	8	9	49	4	74	0	123	0	0	245	353	2	5,852
育成相談	性格行動相談	6,551	21	11	10	34	3	29	0	135	0	0	360	441	10	7,605
	不登校相談	336	0	0	0	2	0	1	0	3	0	0	7	0	0	349
	適性相談	346	0	0	0	272	5	6	0	383	0	0	3	0	0	1,015
	育児・しつけ相談	305	0	0	0	142	4	0	0	191	0	0	50	6	1	699
その他の相談	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	147	
															377,880	

オ 児童虐待相談の状況

○ 対応件数の推移（2008年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた1990年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された2000年頃から一気に増加しました。2022年度は前年度より僅かに減少しておりましたが、2023年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は、7,073件で前年度比108.9%（+580件）と再び増加しました。

虐待相談件数の推移



※全国の数値は「全国児童相談所長会ブロック代表幹事協議会資料」より抜粋

○ 虐待の種類別構成比

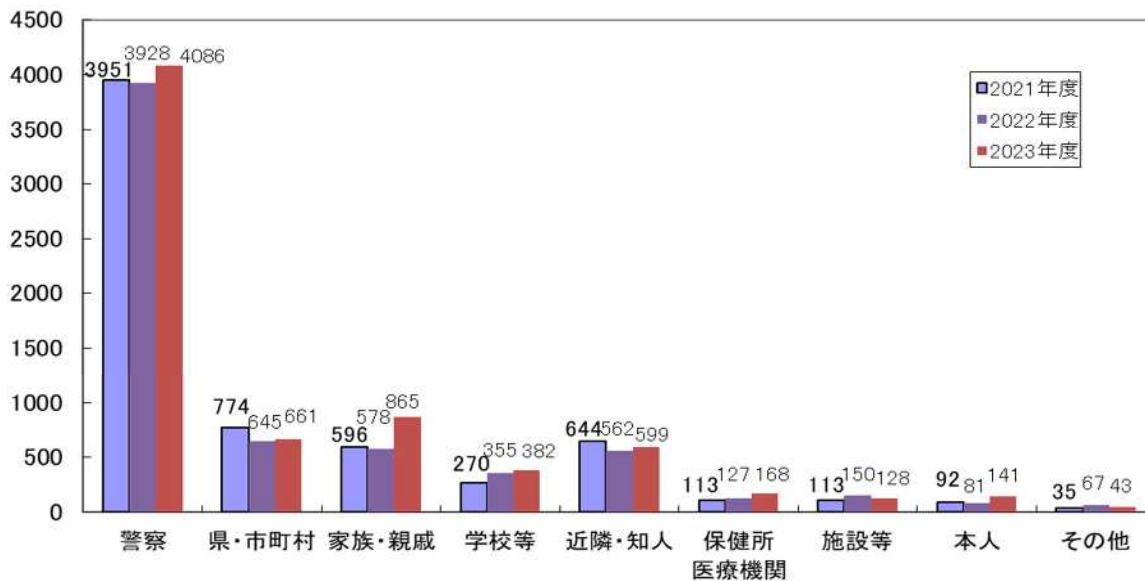
種類別構成比では、心理的虐待が4,399件(62.2%)、次に身体的虐待が1,772件(25.1%)となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での家族間暴力・暴言による心理的虐待」が年々増加しており、2016年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察」からの通告が4,086件(57.8%)と最も多く、これは児童の面前での家族間暴力・暴言などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「家族・親戚」が865件(12.2%)、市町村や児童委員などの「県・市町村」が661件(9.3%)の順となっています。

前年度との比較では、「本人」が+60件(+74.1%)、「家族・親戚」が+287件(+49.7%)、「保健所・医療機関」が+41件(+32.3%)と増加している一方で、「施設等」は-22件(-14.7%)と減少しました。(14ページのグラフのとおり)

虐待通報の経路



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、「小学生」が最も多く、以下、「3歳以上就学未満」、「3歳未満」の順になっています。

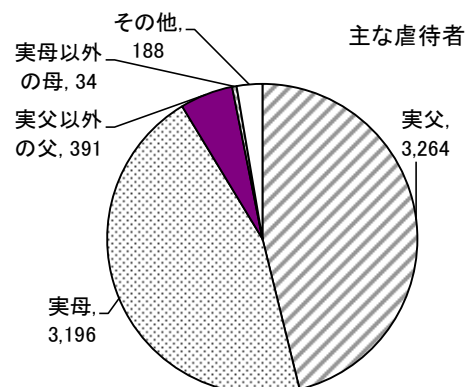
年齢別の虐待内容では、全ての年齢層で「心理的虐待」が最も多く、次いで「3歳未満」では「ネグレクト」が、「3歳以上」では「身体的虐待」が多くなっています。

	3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計	
2019年度	1,127	1,494	2,096	891	437	6,045	
2020年度	1,170	1,505	2,036	885	423	6,019	
2021年度	1,231	1,628	2,219	1,008	502	6,588	
2022年度	1,161	1,505	2,263	1,072	492	6,493	
2023年度	1,207	1,707	2,477	1,086	596	7,073	
2023年度 内訳	性的虐待	3	7	31	28	17	86
	ネグレクト	131	234	292	91	68	816
	身体的虐待	112	332	731	381	216	1,772
	心理的虐待	961	1,134	1,423	586	295	4,399

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父 3,264 件（46.1%）、実母 3,196 件（45.2%）の順となっています。

家族間暴力・暴言を目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父が最も多くなっています。



○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 6,086 件 (86.0%) で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 5,453 件 (77.1%)、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 512 件 (7.2%)、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 46 件 (0.7%)、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 71 件 (1.0%)、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 4 件 (0.1%) となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 161 件 (2.3%) でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 784 件 (11.1%) でした。

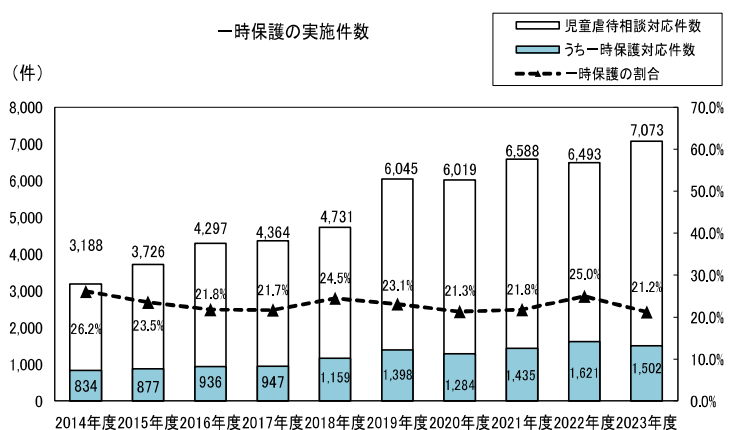
前年度と比べ、数回程度の指導（「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」）が 109.7%（5,016 件→5,503 件）、市町村送致は 112.0%（700 件→784 件）、一定期間の継続した指導（「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」）が 108.4%（538 件→583 件）と増加した一方、施設入所等の措置（「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」）が 83.9%（192 件→161 件）と減少しました。

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	訓戒・誓約	指定発達支援医療機関入所	児童福祉施設入所	里親委託	市町村指導委託	市町村送致	その他
2019 年度	4,636	575	17	48	0	2	0	139	21	2	533	72
2020 年度	4,383	556	27	50	0	1	1	117	20	3	816	45
2021 年度	4,945	578	39	46	0	1	0	146	17	1	756	59
2022 年度	4,970	494	45	44	0	1	0	168	24	2	700	45
2023 年度	5,453	512	46	71	0	4	1	130	30	0	784	42

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 7,073 件のうち、1,502 件 (21.2%) は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと
-119 件 (-7.3%) 減少
しています。



(2) 家庭支援電話相談事業 「子ども・家庭 110 番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として、家庭支援相談員2名による電話相談を行っています。

- 相談専用電話番号

052-953-4152

- 相談日及び相談時間

月～金 午前9時から午後5時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

- 2023年度相談実績

①相談種類別受付件数

区分	養護	虐待	保健	障害	非行	育成	その他	計
件数	38	0	1	22	2	170	24	257

②受付件数の年次推移

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	476	347	301	254	257

③相談者別受付件数

区分	本人	父母	親戚	近隣知人	その他	計
件数	7	211	21	5	13	257

④相談対象児童年齢別受付件数

区分	2歳未満	2～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上	計
件数	14	50	39	53	49	33	19	257

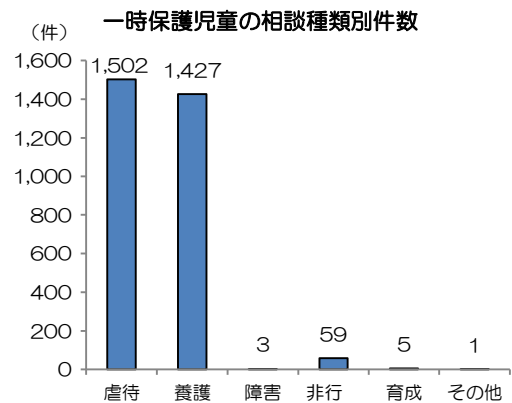
⑤対応別件数

区分	助言指導	児相紹介	他機関紹介	その他	計
件数	217	19	21	0	257

(3) 一時保護業務

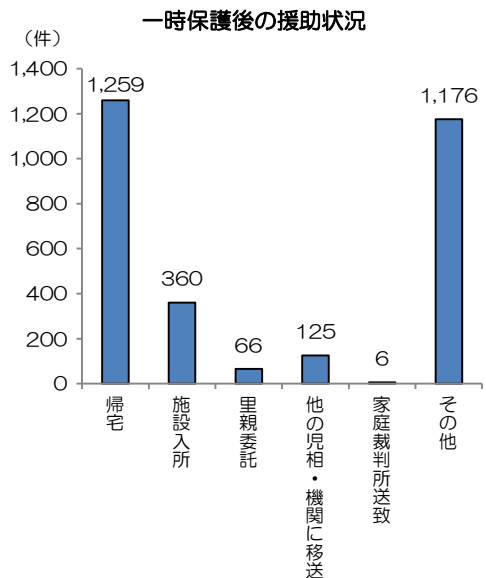
ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った子どもの総数は 2,997 件（一時保護 718 件、一時保護委託 2,279 件）でした。相談種類別では虐待相談の 1,502 件（一時保護 405 件、一時保護委託 1,097 件）で半数以上（50.1%）を占めています。ついで養護相談が 1,427 件（一時保護 292 件、一時保護委託 1,135 件）で、全体の 47.6%となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,259 件（42.1%）で、一時保護した子どもの約 4 割が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設等への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 426 件（14.2%）でした。このことから、一時保護後、約 7 分の 1 の子どもが、家庭を離れて生活することが分かります。



ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護、一時保護委託の実人員は減少しておりますが、それ以外の区分は増加しています。

区 分		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
一時保護 (保護所)	実人員	869	883	838	779	722
	延日数	21,735	16,692	19,084	19,499	19,740
	平均日数	25.0	18.9	22.8	25.0	27.3
一時保護 委託	実人員	2,013	1,746	2,021	2,381	2,270
	延日数	32,920	35,138	41,957	39,439	41,387
	平均日数	16.4	20.1	20.8	16.6	18.2

(4) 里親等関連業務

ア 里親登録・委託状況（2023年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 （世帯数）	646※1	627	24	12	371
子どもが委託されてい る里親数（世帯数）	159※2	136	12	10	5

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（2023年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	46	13	0	16	0	25	0

ウ 里親支援事業の実施状況

(ア) 里親制度普及啓発

a 里親養育体験発表会の開催

養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施しました。

○ 実施状況

開催回数：9回 参加者：213名

b 関係機関等への制度説明

関係機関等に対し、里親制度及び県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施しました。

c 啓発資材等による啓発

広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、啓発動画を配信するとともに愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発DVDの展示及び里親啓発リーフレット等を配布しました。

○実施状況

主な配布場所 各市町村、保育園、幼稚園、小中高等学校、各種イベントなど

配布部数等 里親啓発リーフレット 約 16,417 枚
園・学校の先生向け里親制度周知リーフレット 約 3,842 枚

d 特別養子縁組及び相談窓口の啓発

思いがけない妊娠でお困りの方に対して、特別養子縁組及び相談窓口を周知するため、啓発カードの配布及びインターネット広告を実施しました。

○実施状況

主な配布場所 各市町村、薬局、コンビニエンスストア

配布部数等 啓発カード 約 75,700 枚

e 里親制度重点エリアにおける啓発及び里親研修

里親リクルーターを配置し、里親制度の普及に重点的に取り組む地域を定めて、啓発活動や研修を積極的に実施しました。

○ 重点エリア 一宮市、日進市、東郷町、豊田市、刈谷市、安城市

○ 実施内容

啓発活動 ショッピングモール等 38 回実施

里親養育体験発表会・集いの場 40 回開催（参加者 476 名）

里親登録研修 参加（修了）者 合計 58 名

(イ) 里親研修事業

養育里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催しました。

○ 実施状況

・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 65 名修了

・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 34 名修了

・養育里親更新研修：168 名修了

・養子縁組里親更新研修：77 名修了

・専門里親研修：専門里親認定研修 1 名、専門里親継続研修 12 名修了

・里親支援研修：271 名参加

(ウ) 里親等委託調整員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等委託調整員を各 1 人配置し、里親委託等推進委員会を開催するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図りました。

(エ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等相談支援員と心理訪問支援員をそれぞれ配置し、里親等からの相談に際するとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行いました。

(オ) 里親養育相互援助事業（里親サロン）

里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司OB等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図りました。

○ 実施状況

開催回数 221回 参加里親数 延べ1,837名

(カ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）

里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や養育の補助など）や相談援助を実施しました。

○ 実施状況

実施件数 110件

(キ) 里親サポーター事業

里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施しました。

○ 実施状況

開催回数 養成講座開催回数 9回
里親サポーター登録者数 50名

(5) 児童虐待防止対策事業

① 児童相談センターの体制強化

ア 児童虐待対応弁護士設置

各児童相談センターにおいて児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体への委託により弁護士が定例相談、随時相談等を実施しました。

○ 実施状況

相談等件数 1,214件（定例相談353件 随時相談241件 その他620件）

イ 児童虐待対応法医学専門医師設置

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師3名が、子どもの受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行いました。

○ 実施状況

相談件数 30件

ウ 児童虐待対応精神科医師設置

専門の精神科医師4名が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行いました。

○ 実施状況

相談件数 108件

エ 被虐待児家庭復帰支援員設置

被虐待児家庭復帰支援員を児童相談センター9か所に配置し、児童福祉司、児

童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、子ども及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行いました。

○ 実施状況

支援員数 18名 延べ勤務日数 424日

オ 一時保護所心理職員設置

一時保護所に心理職員4人を配置し、入所児童に対しカウンセリングなどの心理治療を実施しました。

カ 一時保護委託対応協力事業

医療機関への一時保護委託において必要と認められる場合に、児童が安心して入院中の生活を送ることができるよう専門の付添者をつけ、子どもの保護体制を強化しました。

○ 実施状況

実施日数 600日

キ 児童相談センター人材育成強化事業

児童相談センター若手職員に対する実践力強化やスーパーバイザーに対する指導・育成技術強化研修を実施しました。

○ 実施状況

実践力強化研修 1回 指導力強化研修 1回

ク 安全確認強化事業

子どもの安全確認業務のより一層の迅速化を図るため、深夜帯における虐待通告に対して、タクシーを利用して現場に急行できる体制とともに、スマートフォンを活用し、速やかに適切な意思決定ができる連絡体制を構築しました。

②市町村への支援

ア 市町村支援児童福祉司の配置

市町村支援の業務を行う児童福祉司を2名配置し、市町村相談支援体制の充実・強化に向け、各市町村の相談支援活動に関する個別相談に応じ、助言等を随時実施しました。

イ 子ども家庭総合支援拠点設置促進事業

市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進と円滑な運営を支援するため運営支援会議を開催し、自治体の取組紹介や情報交換等を実施しました。

ウ NPOと連携した研修

NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職

員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を2回実施しました。

○ 実施状況

[1回目]日時 令和5年7月27日(木)から8月10日(木) 動画視聴

テーマ 支援者のためのアンガーマネジメントを学ぶ
～よりよい人間関係を築くための怒りのコントロール～

参加者 453名

[2回目]日時 令和5年11月16日(木)から11月30日(木) 動画視聴

テーマ 事例に学ぶ多機関連携
～虐待死、どうすれば防げたのか～

参加者 322名

③関係機関等との連携の推進

ア 愛知県要保護児童対策協議会の開催

県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護など要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を開催し、虐待等に関する情報交換等を実施しました。

イ 関係機関連絡調整会議の開催

各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を開催し、市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察、医療機関などの関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行いました。

ウ 警察との情報共有

「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づき、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。

○ 実施状況

情報提供件数 7,888件(うち、重篤事案として速報した件数130件)

④相談体制の整備

ア 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図りました。

○ 実施状況

(ア)児童虐待防止啓発に関するパンフレットを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布

(イ)「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である11月を重点に、児童虐待防止啓発活動を実施

(活動内容)

児童虐待防止啓発を図るための動画を制作し、駅構内でのデジタルサイネージ及び YouTube インストリーム広告として配信（動画は、YouTube 愛知県児童家庭課公式チャンネルにおいても配信）

イ 休日・夜間相談体制強化事業

専門的な知識を有する相談員が休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）／児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783 ※無料）により電話相談を実施しました。

○ 実施状況

相談件数 1,274 件

ウ SNS 相談体制事業

厚生労働省が構築したコミュニケーションアプリ「LINE」による全国共通の相談支援システム（「親子のための相談 LINE」）を利用し、SNS による相談を実施しました。（2023 年 2 月～）

○ 実施状況

相談件数 1,269 件

3 資料

福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種別別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	780	479	1	1		4	52	664	73	24	22	44	11	28	36	11	2,230	891	6	
海部	436	275		3		1	12	465	30	7	12	29	5	33	33	46	1,387	492	4	
知多	778	501		4			28	910	58	15	32	34	7	50	36	14	2,467	897	2	
西三河	977	472		13			27	858	77	15	27	43	5	17	11		2,542	1,018	2	
豊田加茂	676	285		8			15	776	67	18	10	43	2	12	6	2	1,920	723	4	
新城設楽	19	20				1	3	72	6	1		9	1	33	2	1	168	26	1	
東三河	788	402	1	14			29	865	63	14	33	33	1	32	13	3	2,291	843	1	
一宮	1,054	680	5	2			42	906	67	35	21	61	16	36	29	8	2,962	1,259	1	
春日井	852	418	1				10	631	53	22	11	63	8	16	28	25	2,138	958	7	
刈谷	821	432	1	6			33	741	51	23	23	59	3	40	24	10	2,267	915	2	
小計	7,181	3,964	9	51		6	251	6,888	545	174	191	418	59	297	218	120	20,372	8,022	30	
子ども家庭110番		38	1			4		2	16	2		124	2		44	24	257			
合計	7,181	4,002	10	51		10	251	6,890	561	176	191	542	61	297	262	144	20,629	8,022	30	
構成比	34.8%	19.4%	0.0%	0.2%		0.0%	1.2%	33.4%	2.7%	0.9%	0.9%	2.6%	0.3%	1.4%	1.3%	0.7%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市 町 村			児童福祉施設・指定医療機関			認定子ども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校								教育委員会等
男	125	5	69	4,524	1	16	358	18	139	15	5	3,214	4	2	159	10	221	1	24	4	2,464	604	123	87	12,192
女	155	1	73	2,208	1	18	172	19	113	12	7	2,735	6	0	135	8	276	7	10	3	1,644	634	146	54	8,437
計	280	6	142	6,732	2	34	530	37	252	27	12	5,949	10	2	294	18	497	8	34	7	4,108	1,238	269	141	20,629
構成比	1.4%	0.0%	0.7%	32.6%	0.0%	0.2%	2.6%	0.2%	1.2%	0.1%	0.1%	28.3%	0.0%	0.0%	1.4%	0.1%	2.4%	0.0%	0.2%	0.0%	19.9%	6.0%	1.3%	0.7%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲			
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談	児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0歳	397	254	2	1			3							19	16	692	430			
1歳	401	183					7	68						8	5	672	459			
2歳	435	221	1	1			9	132	3					34	2	838	496			
3歳	439	206		1			8	756	44				2	64	4	1,524	492			
4歳	456	164		2		1	8	369	33			4	5	43	7	1,092	516			
5歳	392	178		2		1	25	796	87			2		24	70	1,584	440	1		
6歳	440	191		7		1	19	425	48		2	22	3	36	20	1,217	508	1		
7歳	390	166	1	4		1	29	652	84	4	2	18	3	51		1,414	442			
8歳	440	169		3			14	308	40	2	10	39	3	35	2	1,069	496	1		
9歳	449	166		5			9	225	36	3	6	48	5	30	1	989	491	2		
10歳	419	172		8		2	29	528	51	3	5	48	6	23	5	1,299	470			
11歳	416	202		4		1	8	307	34	12	15	60	8	27	5	1,099	469	3		
12歳	415	230	1	5			6	263	22	18	27	59	3	15	1	1,068	463			
13歳	432	290	1	1		2	17	513	29	31	86	68	11	21	3	1,505	475	7		
14歳	359	313		3			15	375	29	36	32	66	8	13	4	1,253	411	1		
15歳	323	320	2	2			8	301	13	21	5	35	2	8	5	1,045	360	1		
16歳	310	269	1			1	22	440	4	29		38	7	1	9	1,131	337	8		
17歳	261	284	1	2			14	413	4	17	1	33	2	6	5	1,043	265	5		
18歳以上	7	24					1	19				2			42	95	2			
計	7,181	4,002	10	51		10	251	6,890	561	176	191	542	61	297	262	144	20,629	8,022	30	

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉司・社会福祉主事指導を含む 福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉)	訓戒・誓約所	児童福祉施設		指定医療機関	里親	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	通所 (入所の再掲) 法第27条の3による家庭裁判所送致						
養護相談	児童虐待相談	5,453	512	46	71			784		4	130		1	30			42	7,073
	その他の相談	3,251	240	149	11			43			118			57		3	111	3,983
保健相談		10																10
障害相談	肢体不自由相談	7														46		53
	視聴覚障害相談																	
	言語発達障害等相談	8		2														10
	重症心身障害相談	213									1		2			38	2	256
	知的障害相談	6,848	5	2							4						6	6,865
	発達障害相談	552	2	5							1							560
非行相談	ぐ犯行為等相談	122	18	9	8					2	9				4		2	174
	触法行為等相談	16	5		59					74	8				13		7	182
育成相談	性格行動相談	480	35	15	1						13						1	545
	不登校相談	53	2	6														61
	適性相談	297		4														301
	育児・しつけ相談	249	1	7														257
その他の相談		116		28														144
計		17,675	820	273	150			827		80	284		3	87	17	87	171	20,474
再掲	いじめ相談	30																30
	児童買春等被害相談																	

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	29,664	1,560	466	434	6,957	1,076	547	5	3,164		5	6,480	3,777	170
(再掲)児童虐待	16,650	576	289	254	415	29	287	3	1,830		5	3,699	2,353	88
(再掲)非行	1,382	22	13	12	69	5	100		149			326	109	5
保護者	93,356	1		36			1		8,431		1	533	4,211	61
(再掲)児童虐待	54,129	1		4					192		1	332	2,329	39
(再掲)非行	2,983						1		31			36	295	1
その他	207,827	1		14		1		1	2,394			1,317	5,340	49
(再掲)児童虐待	119,725	1		1		1			810			819	2,635	20
(再掲)非行	6,188								26			37	124	
計	330,847	1,562	466	484	6,957	1,077	548	6	13,989		6	8,330	13,328	280
(再掲)児童虐待	190,504	578	289	259	415	30	287	3	2,832		6	4,850	7,317	147
(再掲)非行	10,553	22	13	12	69	5	101		206			399	528	6

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	3	6	2	15	130	60	32	248
里親委託	1	5	0	5	30	25	21	87
面接指導	91	7	24	196	6,011	3,032	290	9,651
その他	6	5	1	13	902	99	44	1,070
計	101	23	27	229	7,073	3,216	387	11,056

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	77	21	3	8	21	130

(2) 虐待相談の相談種類別・経路

区分	県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校			教育委員会等
身体的虐待	24	1	15	211	0	3	18	9	37	0	2	653	0	0	54	0	162	0	4	1
性的虐待	5	0	1	25	0	0	3	0	3	0	0	17	0	0	1	0	8	0	0	0
心理的虐待	55	0	12	137	0	2	9	5	17	0	5	3,176	0	0	50	0	166	0	5	4
ネグレクト	50	1	20	60	0	2	2	3	29	1	1	240	0	0	63	5	39	2	7	0
計	134	2	48	433	0	7	32	17	86	1	8	4,086	0	0	168	5	375	2	16	5

区分	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	虐待者本人			虐待者以外							
	父親	母親	その他	父親	母親	その他					
身体的虐待	28	144	4	27	81	35	28	129	77	25	1,772
性的虐待	0	0	0	0	5	0	0	15	3	0	86
心理的虐待	37	120	3	48	100	57	36	290	51	14	4,399
ネグレクト	5	30	6	20	14	15	22	165	10	4	816
計	70	294	13	95	200	107	86	599	141	43	7,073

(3) 虐待相談の主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	3,264	391	3,196	34	188	7,073

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	112	3	961	131	1,207
3歳～就学前児童	332	7	1,134	234	1,707
小学生	731	31	1,423	292	2,477
中学生	381	28	586	91	1,086
高校生・その他	216	17	295	68	596
計	1,772	86	4,399	816	7,073

(5) 児童虐待防止法関係

区分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	援助要請	保護者指導勧告	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件数	7,073	1	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区分	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	4	0	1	0	1	0
承認件数	2	0	0	0	1	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	1	0	0	0	0	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特扶 別養 児手 童当	その他	計
件数	184	92	159	299	510	1,244

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新規交付				再判定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	30	46	118	194	170	90	160	420
海部	23	30	102	155	75	65	99	239
知多	37	38	193	268	214	107	184	505
西三河	37	43	161	241	187	115	226	528
豊田加茂	41	46	160	247	152	96	150	398
新城設楽	2	4	15	21	12	10	14	36
東三河	31	44	178	253	185	116	194	495
一宮	46	71	192	309	212	111	234	557
春日井	27	40	134	201	119	87	141	347
刈谷	42	43	160	245	187	111	160	458
計	316	405	1,413	2,134	1,513	908	1,562	3,983

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	514	310	778	1,602
海部	215	198	536	949
知多	544	343	870	1,757
西三河	526	360	984	1,870
豊田加茂	458	305	684	1,447
新城設楽	34	31	69	134
東三河	577	368	939	1,884
一宮	619	393	1,019	2,031
春日井	368	259	710	1,337
刈谷	482	374	782	1,638
計	4,337	2,941	7,371	14,649

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	742
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	646※5	627	24	12	371
新規登録(2023年度)	57※5	53	1	3	23
児童が委託されている里親数(世帯数)	159※6	136	12	10	5
新規委託(2023年度中)		43	1	1	7
委託解除(2023年度中)		30	2	0	11

※5 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※6 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	46	28	0	13	0	16	0	25	0

3 里親に委託された児童

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)										年度末現在委託児童数			
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	解 除											変 更		
					保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所		他の里親に委託	その他	計
里親に委託されている児童	25	26	25	76	7	1	15	2	1	1	6	15	48	11	6	12	29	192
(里親の種類別)																		
養育里親に委託されている児童	19	16	18	53	6	1	0	2	1	0	4	12	26	9	4	7	20	149
専門里親に委託されている児童	0	1	3	4	1	0	0	0	0	1	0	2	4	2	0	1	3	14
親族里親に委託されている児童	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	17
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	6	6	4	16	0	0	15	0	0	0	0	1	16	0	2	4	6	12
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	4	1	8	13	5	0	0	1	0	0	2	3	11	2	0	3	5	25

4 年齢階級別委託児童数

区 分	年齢階級別委託児童数(年度末)			
	3歳未満	3~6歳	7歳以上	計
里親に委託されている児童	26	51	115	192
(里親の種類別)				
養育里親に委託されている児童	20	49	80	149
専門里親に委託されている児童	0	0	14	14
親族里親に委託されている児童	0	0	17	17
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	6	2	4	12
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	1	5	19	25

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区分	前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)								年度末継続保護	
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数		
養護	児童虐待	27	79	180	101	45	31	6	10	1	217	139	404	11,918	28
	その他	19	39	77	93	83	33	5	12	3	125	120	298	7,369	13
障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非行	1	0	2	12	6	5	0	2	1	2	9	19	429	2	
育成	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	24	0	
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	47	118	260	206	134	69	11	24	5	344	269	722	19,740	43	
延日数						3,772	575	394	123	8,017	6,859	19,740			

2 委託保護分

区分	前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)								年度末継続委託保護				
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設					里親	その他		計	延日数		
							児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	治療施設	児童心理	障害児関係施設	その他の施設					
養護	児童虐待	38	222	377	312	186	55	765	80	0	3	23	2	98	74	1,100	20,256	35
	その他	46	259	197	377	302	76	587	65	0	3	38	3	178	174	1,124	20,497	57
障害	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	74	0	
非行	1	0	1	26	12	2	34	0	0	0	1	0	0	2	39	516	1	
育成	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3	29	1	
保健・その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	15	0	
計	85	483	577	717	502	134	1,386	145	0	6	64	5	276	254	2,270	41,387	94	
延日数						134	16,678	6,132	0	454	1,464	53	5,049	11,423	41,387			

区分	対応(年度中)							
	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に送致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	145	23	31	0	427	474	1,100
	その他	143	32	70	1	472	406	1,124
障害	2	0	0	0	1	0	3	
非行	0	0	0	0	15	24	39	
育成	1	0	0	0	0	2	3	
保健・その他	0	0	0	0	0	1	1	
計	291	55	101	1	915	907	2,270	
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
中 央	瀬戸市	136	101				15	110	9	2	3	4	2	4				386
	尾張旭市	91	68	1			6	99	10	2	1	4	1	4	6	1		294
	豊明市	63	39				10	71	5	6	8	1			4			207
	日進市	79	37		1		7	94	10	2	2	3		4	6			245
	清須市	125	49				1	85	8	8		9		4	6			295
	北名古屋	139	50			2	5	72	13	2	5	11		4	9	2		314
	長久手市	68	34			1	5	69	7	1	2	7	2	2	2	1		201
	東郷町	46	28			1	3	49	9		1	1	1	2	1	1		143
	豊山町	28	40					12	2	1		2		4	1			90
	管外	5	33					3				2	5		1	6		55
	小計	780	479	1	1	4	52	664	73	24	22	44	11	28	36	11		2,230
海 部	津島市	89	60				3	70	6	2	1	5		4	10	9		259
	愛西市	45	25		1			70	3	2	1	5		4	3	6		165
	弥富市	76	44		1			55	2			5	2	8	4			197
	あま市	121	60		1		6	167	13	1	5	6	1	6	12	3		402
	大治町	57	39			1	3	48	4	1	5	2		6	3	1		170
	蟹江町	45	34					49	2			4	1	4				139
	飛島村	3	1					4										8
	管外		12					2		1		2	1	1	1	27		47
	小計	436	275		3	1	12	465	30	7	12	29	5	33	33	46		1,387
知 多	半田市	142	117				3	206	14	2	2	4	1	11	8	3		513
	常滑市	68	58				4	90	1	2	8	4		4	1			240
	東海市	171	72		3		7	157	16	2	6	6	1	10	7			458
	大府市	84	33		1		5	123	7	2	1	7		7	2	2		274
	知多市	139	73				3	87	5	3	6	4	2	3	3	3		331
	阿久比町	34	16					36	6		2	3		4	1			102
	東浦町	42	36				4	104	5	1	2	1	2		3	3		203
	南知多町	9	3					15	1			1	1	1				31
	美浜町	15	7					27	1			1		4	2			57
	武豊町	59	34				2	63	2	3	4	2		6	9			184
	管外	15	52					2			1	1				3		74
	小計	778	501		4		28	910	58	15	32	34	7	50	36	14		2,467
西 三 河	岡崎市	701	370		7		22	523	50	9	21	33	2	14	8			1,760
	西尾市	201	64		4		5	260	20	1	3	7	1	3	3			572
	幸田町	60	17		2			71	6		2	2						160
	管外	15	21					4	1	5	1	1	2					50
	小計	977	472		13		27	858	77	15	27	43	5	17	11			2,542

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
豊田加茂	豊田市	591	252		8		11	692	57	10	8	34		9	4	2	1,678	
	みよし市	78	20				4	83	9	8	2	7		3	2		216	
	管外	7	13					1	1			2	2				26	
	小計	676	285		8		15	776	67	18	10	43	2	12	6	2	1,920	
新城設楽	新城市	16	19				1	2	70	6		8	1	29	1	1	154	
	設楽町		1					1						1			3	
	東栄町	3							2			1		2	1		9	
	豊根村																	
	管外									1				1			2	
	小計	19	20				1	3	72	6	1	9	1	33	2	1	168	
東三河	豊橋市	424	195		10		13	469	34	14	17	15	1	12	6	1	1,211	
	豊川市	218	110	1	3		6	242	20		10	10		13	5	1	639	
	蒲郡市	80	38		1		5	92	4		3	3		4	1		231	
	田原市	57	39				5	60	3		3	3		3			173	
	管外	9	20					2	2			2			1	1	37	
	小計	788	402	1	14		29	865	63	14	33	33	1	32	13	3	2,291	
一宮	一宮市	610	405	4	1			20	460	28	14	7	37	9	16	11	6	1,628
	犬山市	67	30	1	1			7	106	8	5	4	3		4	4		240
	江南市	91	72					5	87	4	6	7	9	5	6	2		294
	稲沢市	114	91					6	131	7	3	2	5		2	2		363
	岩倉市	69	23					2	62	11	4		2	1	4	6		184
	大口町	33	12						31	4	1		2		3			86
	扶桑町	45	26					2	28	5	1	1	2		1	4		115
	管外	25	21						1		1		1	1			2	52
	小計	1,054	680	5	2			42	906	67	35	21	61	16	36	29	8	2,962
春日井	春日井市	516	264	1				8	400	38	11	2	45	5	12	19	10	1,331
	小牧市	330	135					2	228	15	10	9	12	2	3	6	9	761
	管外	6	19						3		1		6	1	1	3	6	46
	小計	852	418	1				10	631	53	22	11	63	8	16	28	25	2,138
刈谷	碧南市	130	55		4			3	133	11	1	7	4		8	2		358
	刈谷市	190	99					8	167	13	6	1	21	2	17	7	4	535
	安城市	242	121		2			16	230	11	6	11	18	1	6	5	3	672
	知立市	149	84					5	114	11	1		6		6	4		380
	高浜市	99	42					1	93	5	9	4	6		3	4	1	267
	管外	11	31	1					4				4			2	2	55
	小計	821	432	1	6			33	741	51	23	23	59	3	40	24	10	2,267
子ども家庭110番		38	1				4		2	16	2		124	2		44	24	257
合計	7,181	4,002	10	51			10	251	6,890	561	176	191	542	61	297	262	144	20,629

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
2019年度	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	16
2020年度	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	29
2021年度	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	62
2022年度	6,504	4,108	13	59	0	3	283	6,890	556	145	206	585	64	322	247	197	20,182	19
2023年度	7,181	4,002	10	51	0	10	251	6,890	561	176	191	542	61	297	262	144	20,629	30

2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	送致(入所の再掲)	通所							
2019年度	19,629	17,135	922	183	136	0	0	3	630	0	92	304	0	0	2	81	8	192	241	19,929	506
2020年度	19,196	16,242	927	223	116	0	0	4	848	0	101	279	1	0	2	68	0	129	188	19,127	578
2021年度	21,142	18,110	939	247	110	0	0	1	803	0	67	291	0	1	4	82	9	83	197	20,944	726
2022年度	20,182	17,402	856	275	109	0	0	2	729	0	97	311	1	0	1	73	10	62	153	20,080	877
2023年度	20,629	17,675	820	273	150	0	0	0	827	0	80	284	0	0	3	87	17	87	171	20,474	981

3 対応延件数の推移(福祉行政報告例第48表)

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
2019年度	163,197	11,445	121,906	296,548
2020年度	163,319	9,754	143,342	316,415
2021年度	182,975	8,546	156,476	347,997
2022年度	197,649	10,831	164,160	372,640
2023年度	207,517	11,914	158,449	377,880

4 養護相談(対応件数)の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
2019年度	73	23	30	239	6,045	3,641	332	10,383
2020年度	93	39	37	287	6,019	3,451	445	10,371
2021年度	113	30	35	299	6,588	3,525	414	11,004
2022年度	102	24	32	270	6,493	3,263	381	10,565
2023年度	101	23	27	229	7,073	3,216	387	11,056

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
2019年度	408	62	529	49	472	6	0	119	95	3,774	222	309	6,045
2020年度	395	65	577	68	392	1	0	94	97	3,785	214	331	6,019
2021年度	491	105	644	92	469	3	1	112	101	3,951	270	349	6,588
2022年度	489	89	562	81	433	1	0	127	133	3,928	355	295	6,493
2023年度	779	86	599	141	433	5	0	168	104	4,086	382	290	7,073

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
2019年度	1,749	746	66	3,484	6,045
2020年度	1,545	716	72	3,686	6,019
2021年度	1,627	732	63	4,166	6,588
2022年度	1,584	722	60	4,127	6,493
2023年度	1,772	816	86	4,399	7,073

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
2019年度	2,794	347	2,712	26	166	6,045
2020年度	2,789	342	2,713	27	148	6,019
2021年度	2,992	368	2,981	32	215	6,588
2022年度	3,087	351	2,897	22	136	6,493
2023年度	3,264	391	3,196	34	188	7,073

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
2019年度	4,636	575	17	2	48	139	21	533	74	6,045
2020年度	4,383	556	27	1	50	118	20	816	48	6,019
2021年度	4,945	578	39	1	46	146	17	756	60	6,588
2022年度	4,970	494	45	1	44	168	24	700	47	6,493
2023年度	5,453	512	46	4	71	131	30	784	42	7,073

6 一時保護人員（年度中対応）の推移

（1）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2019年度	448	12,561	349	7,754	1	14	55	1,252	2	154	855	21,735
2020年度	454	8,781	387	6,718	1	70	38	900	7	223	887	16,692
2021年度	459	12,556	337	5,643	0	0	37	824	4	61	837	19,084
2022年度	442	12,061	311	6,663	0	0	28	692	5	83	786	19,499
2023年度	405	11,918	292	7,369	0	0	20	429	1	24	718	19,740

（2）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2019年度	950	15,900	944	15,308	10	412	82	1,188	9	112	1,995	32,920
2020年度	830	17,541	864	16,627	5	286	46	529	14	155	1,759	35,138
2021年度	976	21,663	1,001	19,026	6	170	44	909	4	189	2,031	41,957
2022年度	1,179	20,025	1,154	18,289	3	87	26	820	19	218	2,381	39,439
2023年度	1,097	20,256	1,135	20,497	3	74	39	516	5	44	2,279	41,387

第12表 市町村別人口・児童数

人口：2024年4月1日現在、18歳未満の児童数：2024年10月1日現在（人口動向調査）

（単位：人）

児童	障害者	市町村名	人口	18歳未満の児童数	児童	障害者	市町村名	人口	18歳未満の児童数		
中央		瀬戸市	125,564	18,163	西三河	西	岡崎市	381,388	61,170		
		尾張旭市	83,115	13,448			西尾市	167,431	27,328		
		豊明市	68,289	9,897			幸田町	42,178	7,836		
		日進市	93,005	17,374			小計	590,997	96,334		
		清須市	66,647	10,712	豊田加茂	三	豊田市	415,099	62,988		
		北名古屋	86,085	13,914			みよし市	62,097	10,321		
		長久手市	61,215	11,749			小計	477,196	73,309		
		東郷町	43,778	7,591	刈谷	河	碧南市	71,842	11,542		
		豊山町	15,724	2,708			刈谷市	153,495	24,612		
		小計	643,422	105,556			安城市	185,859	30,826		
津島市	58,944	7,369	知立市	72,213			11,330				
海部	中	愛西市	59,027	7,961	新城設楽	東	高浜市	46,122	8,117		
		弥富市	42,268	6,097			小計	529,531	86,427		
		あま市	85,609	13,449			三	河	新城市	41,700	5,162
		大治町	33,050	5,694					設楽町	3,932	346
		蟹江町	36,715	5,196					東栄町	2,619	263
		飛島村	4,446	698					豊根村	905	79
		小計	320,059	46,464			小計	49,156	5,850		
知多	央	半田市	115,073	17,113	東三河	河	豊橋市	363,441	54,878		
		常滑市	58,217	9,481			豊川市	183,947	29,104		
		東海市	112,245	18,701			蒲郡市	77,680	10,931		
		大府市	93,143	16,511			田原市	56,889	8,139		
		知多市	82,209	12,258			小計	681,957	103,052		
		阿久比町	27,951	5,391	合計		5,138,505	797,941			
		東浦町	49,508	7,920							
		南知多町	15,183	1,498							
		美浜町	21,500	2,397							
		武豊町	43,231	6,840							
小計	618,260	98,110									
一宮		一宮市	373,354	55,348							
		犬山市	71,142	9,868							
		江南市	96,281	13,897							
		稲沢市	131,617	19,462							
		岩倉市	47,572	6,759							
		大口町	24,169	4,069							
		扶桑町	34,254	5,476							
小計	778,389	114,879									
春日井		春日井市	303,977	46,334							
		小牧市	145,561	21,626							
		小計	449,538	67,960							

第13表 児童福祉施設入所状況

2024年4月1日現在（措置のみ）

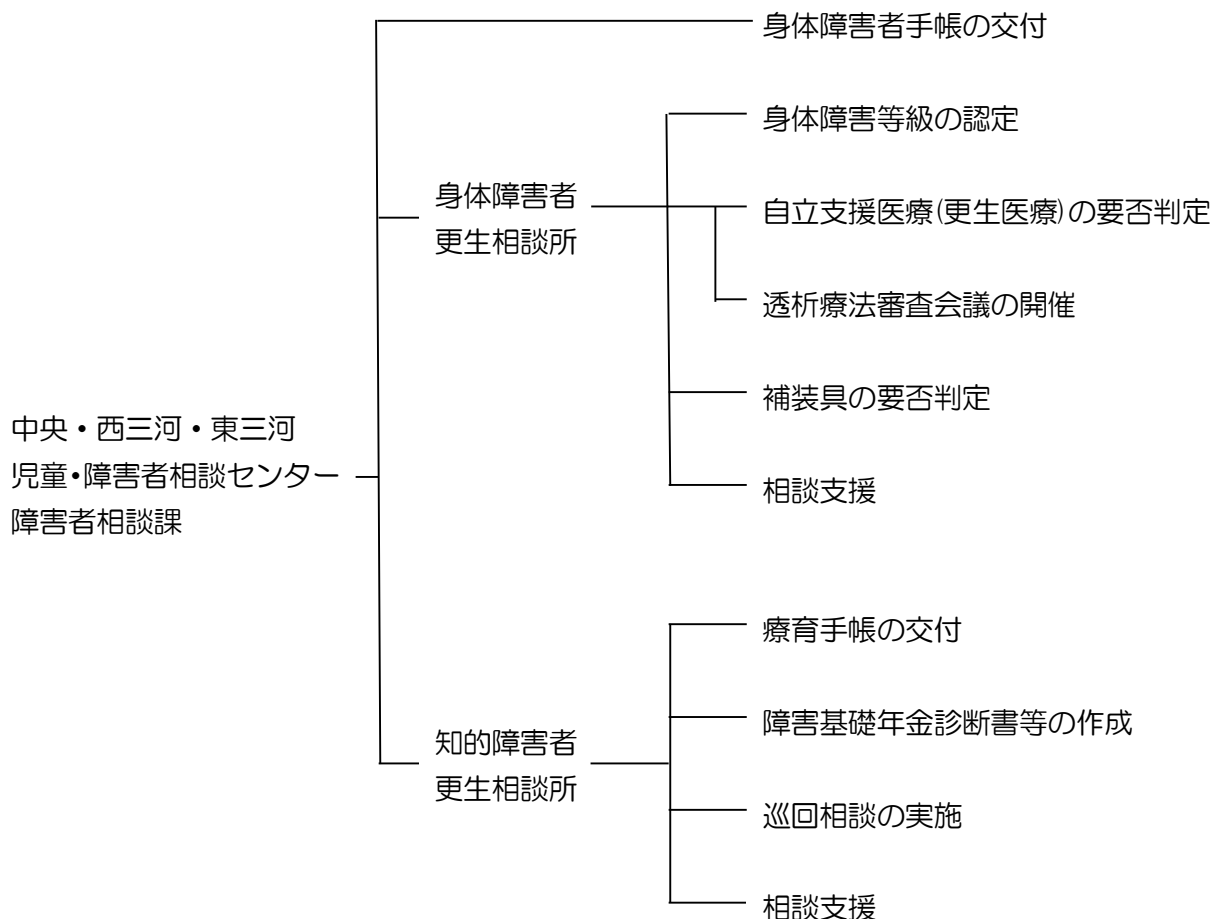
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	
乳児院	豊橋ひかり乳児院	28	15	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	30	24	
	竜陽園	20	13		豊橋ゆたか学園	40	39	
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	10		若草学園	50	35	
	ひよこハウス	20	9		小原学園	40	29	
	波うさぎ	12	9		トイBOX	30	23	
児童養護施設	豊橋平安寮	70	56		医療療育総合センター（はるひの家）	37	15	
	豊橋若草育成園	50	31		米山寮盲児部	17	8	
	岡崎平和学園	48	39		愛松学園（名古屋）	—	3	
	プティヴィラージュ	45	38		Share金沢（金沢）	—	1	
	子どもの家ともいき	45	28		医療型障害児 入所施設	医療療育総合センター（こぼと棟）	120	3
	照光愛育園	36	29	青い鳥医療療育センター		170	19	
	宇宙	48	40	三河青い鳥医療療育センター		140	14	
	光輝寮	42	38	信愛医療療育センター		60	6	
	あいさんテラス	50	50	聖隷おおぞら療育センター（静岡）		—	2	
	オリーブ	50	46	信濃医療福祉センター（長野）		—	1	
	梅ヶ丘学園	60	41	にじいろのいえ		34	3	
	なかよしこよし	30	27	指定発達支援 医療機関		東名古屋病院	—	4
	溢愛館	30	16			敦賀医療センター（福井）	—	1
	クローバーライト	24	21			天竜病院（静岡）	—	2
	知多学園美桜の杜	34	25		長良医療センター（岐阜）	—	3	
	八楽児童寮	30	26		鈴鹿病院（三重）	—	1	
	暁学園	23	15	里	親	—	193	
	蒲生会大和荘	63	52	ファミリーホーム	—	25		
	中日青葉学園あおば館	35	32	総	計	—	1,350	
	赤羽根学園	41	30					
名古屋文化キンダーホルト	42	39						
風の色	30	30						
南山寮（名古屋）	—	1						
天理教三重互助園（三重）	—	1						
おさひめチャイルドキャンプ（長野）	—	1						
児童心理 治療施設	愛厚ならわ学園	45	45					
	中日青葉学園わかば館	35	25					
	悠（三重）	—	1					
児童自立支援施設	愛知学園	64	14					
	玉野川学園（名古屋）	—	1					
	わかあゆ学園（岐阜）	—	1					
	国児学園（三重）	—	1					

第3 障害者相談

1 概要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



(注) 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

2 業務内容

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

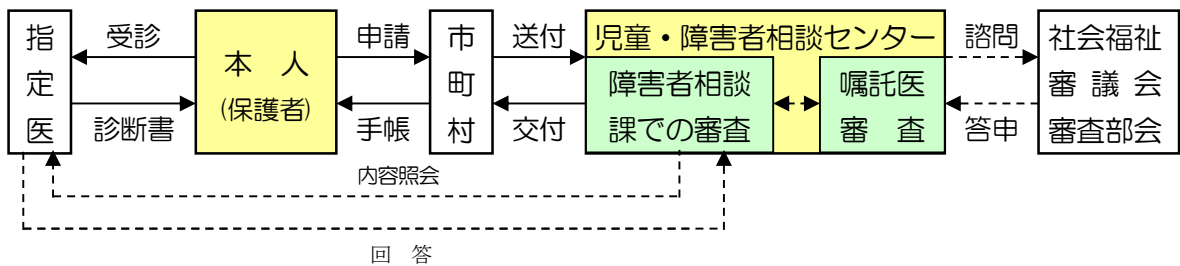
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ① 視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ② 聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のものなど
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④ 肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

種別		等級	重度 ← → 軽度							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 1982年2月1日

〔構成員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
A	最重度	I Q20以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重度	I Q21～35	
B	中度	I Q36～50	・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔2023年度の実施状況〕 年44回

一宮市（10回）、瀬戸市（2回）、春日井市（3回）、津島市（3回）、半田市（12回）、刈谷市（6回）、豊田市（8回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠〕 身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自 立 支 援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

3 障害者相談業務の実施状況

(1) 2023年度 身体障害者相談件数

(件)

区 分		中 央 児童・障害者 相談センター	西 三 河 児童・障害者 相談センター	東 三 河 児童・障害者 相談センター	計
相談実件数		20,402	8,396	3,442	32,240
相 談 内 容	身体障害者手帳	8,940	2,445	1,156	12,541
	医学診断	5,481	1,563	1,005	8,049
	更生医療	4,527	3,432	801	8,760
	補装具	1,624	1,027	499	3,150
	職業	0	0	0	0
	施設入所	0	0	0	0
	その他	2	0	0	2
計		20,574	8,467	3,461	32,502
判 定 内 容	等級診断	8,862	2,402	1,148	12,412
	医学判定	193	149	86	428
	更生医療判定	4,813	3,427	801	9,041
	補装具判定	1,563	1,022	483	3,068
	心理判定	0	0	0	0
	職能判定	0	0	0	0
	その他	2	0	0	2
計		15,433	7,000	2,518	24,951
判定書交付件数		6,368	4,449	1,284	12,101

(2) 身体障害者相談件数の推移

(件)

区 分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談実件数		33,595	31,196	33,299	32,411	32,240
相 談 内 容	身障手帳	14,449	13,830	13,321	12,726	12,541
	医学診断	9,267	8,091	8,330	7,739	8,049
	更生医療	8,660	6,569	8,971	9,325	8,760
	補装具	3,191	3,003	2,940	2,873	3,150
	その他	3	3	1	3	2
計		35,570	31,496	33,563	32,666	32,502

(3) 2023年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		80	207	30	49	88	5	459	5.7
聴覚障害		1	11	48	154	0	309	523	6.5
平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	2	69	24	0	0	95	1.2
肢体 不 自 由	上肢不自由	665	260	110	43	33	35	1,146	14.2
	下肢不自由	74	87	92	208	62	40	563	7.0
	体幹	312	316	252	0	57	0	937	11.6
	移動機能	0	0	0	0	1	0	1	0.0
	小計	1,051	663	454	251	153	75	2,647	32.9
内 部 障 害	心臓機能	1,241	0	266	92	0	0	1,599	19.9
	呼吸器機能	100	0	320	620	0	0	1,040	12.9
	腎臓機能	91	0	323	341	0	0	755	9.4
	膀胱・直腸機能	0	0	12	831	0	0	843	10.5
	小腸機能	2	0	2	2	0	0	6	0.1
	免疫機能	2	17	17	4	0	0	40	0.5
	肝臓機能	14	9	7	15	0	0	45	0.6
小計	1,450	26	947	1,905	0	0	4,328	53.8	
合計		2,582	909	1,548	2,383	241	389	8,052	
構成比 %		32.1	11.3	19.2	29.6	3.0	4.8		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。

構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 身体障害者手帳新規交付件数(等級別)の推移

(件)

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1級	2,685	2,611	2,474	2,498	2,582
2級	1,017	992	879	881	909
3級	2,014	1,822	1,697	1,586	1,548
4級	2,469	2,454	2,223	2,311	2,383
5級	255	230	196	215	241
6級	405	431	375	411	389
計	8,845	8,540	7,844	7,902	8,052

(5) 身体障害者手帳新規交付件数（障害別）の推移 (件)

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
視 覚 障 害	461	421	350	494	459
聴 覚 障 害	503	523	493	502	523
平 衡 機 能 障 害	0	8	1	1	0
音声・言語・そしゃく障害	145	117	116	98	95
肢 体 不 自 由	3,086	2,877	2,530	2,533	2,647
内 部 障 害	4,650	4,594	4,354	4,274	4,328
計	8,845	8,540	7,844	7,902	8,052

(6) 自立支援医療（更生医療）要否判定件数の推移 (件)

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
腎 臓	人工透析	6,654	5,047	6,851	6,852	6,851
	免疫抑制等	944	725	1,014	1,060	1,119
心 臓	422	410	455	480	457	
肢 体 不 自 由	96	46	68	57	45	
そ の 他	465	345	514	527	559	
計	8,581	6,573	8,902	8,976	9,031	

(7) 2023 年度 透析療法審査件数 (件)

区 分	中 央	西三河	東三河	計	
審査件数	3,635	2,674	542	6,851	
内 訳	審査会議での審査件数	933	726	160	1,819
	その他の審査件数	2,702	1,948	382	5,032

(8) 補装具判定件数の推移 (件)

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
義肢（義手・義足）	352	255	353	342	421
装 具	1,307	985	1,081	937	936
座 位 保 持 装 置	204	158	190	274	273
補 聴 器	771	780	780	763	861
車椅子・電動車椅子	612	541	550	583	557
そ の 他	39	28	46	28	20
計	3,285	2,747	3,000	2,927	3,068

(9) 2023年度 知的障害者相談件数 (件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,376	1,475	781	4,632
相談内容	療育手帳	2,231	1,333	718	4,282
	生活	112	95	36	243
	職業	28	30	23	81
	その他	17	46	4	67
	計	2,388	1,504	781	4,673
判定内容	医学的判定	121	115	37	273
	心理学的判定	2,039	1,297	682	4,018
	職能的判定	0	0	0	0
	その他	0	2	0	2
	計	2,160	1,414	719	4,293
判定書等交付件数		2,504	1,529	776	4,809

(10) 知的障害者相談件数の推移 (件)

区 分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談実件数		4,505	4,628	5,109	4,755	4,632
相談内容	療育手帳	2,252	4,272	4,634	4,342	4,282
	生活	122	222	395	308	243
	職業	36	84	62	64	81
	その他	27	99	119	76	67
	計	2,437	4,677	5,210	4,790	4,673

(11) 知的障害者各種判定件数の推移 (件)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
医学的判定	430	290	433	371	273
心理学的判定	3,894	4,100	4,521	4,187	4,018
職能的判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	2
計	4,324	4,390	4,954	4,558	4,293

(12) 知的障害者判定書等交付件数の推移 (件)

区 分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
療育手帳	新規	234	212	230	261	218
	再判定	2,920	3,158	3,409	3,369	3,078
	再交付	333	330	358	358	373
	小計	3,487	3,700	3,997	3,988	3,669
年金等診断書		301	206	345	296	225
その他		1,061	889	1,183	834	915
計		4,849	4,795	5,525	5,118	4,809

4 資料

[第1表] 2023年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

（件）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
中央児童・障害者相談センター管内	瀬戸市	114	42	57	78	8	23	322
	半田市	93	17	54	69	7	13	253
	春日井市	233	77	133	200	27	40	710
	津島市	54	13	31	67	2	10	177
	犬山市	73	21	37	50	7	11	199
	常滑市	30	8	24	43	2	6	113
	江南市	100	48	48	61	5	8	270
	小牧市	83	34	97	131	9	13	367
	稲沢市	117	38	55	93	11	22	336
	東海市	94	24	34	50	13	14	229
	大府市	64	24	32	55	2	14	191
	知多市	70	32	20	45	2	13	182
	尾張旭市	54	19	28	48	6	7	162
	岩倉市	31	9	45	32	3	8	128
	豊明市	68	13	34	50	5	9	179
	日進市	74	21	23	43	7	12	180
	愛西市	40	14	24	50	4	8	140
	清須市	40	18	36	48	5	7	154
	北名古屋市	43	20	56	76	7	5	207
	弥富市	38	9	11	33	2	6	99
	あま市	54	25	43	81	6	2	211
	長久手市	34	9	18	30	1	3	95
	東郷町	28	6	22	24	4	2	86
	豊山町	4	5	5	8	0	1	23
	大口町	13	7	6	17	4	0	47
	扶桑町	31	15	16	24	5	2	93
	大治町	19	6	13	18	2	0	58
	蟹江町	26	6	12	32	0	5	81
	飛島村	3	1	0	5	0	2	11
	阿久比町	20	4	8	19	2	4	57
	東浦町	32	6	24	21	3	3	89
	南知多町	23	7	12	23	3	2	70
美浜町	18	11	14	21	5	1	70	
武豊町	29	18	13	29	4	4	97	
小計	1,847	627	1,085	1,674	173	280	5,686	

(続き)

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
西三河管内	碧南市	49	22	38	39	8	3	159
	刈谷市	84	40	38	94	8	12	276
	安城市	97	35	84	117	9	18	360
	西尾市	80	36	101	111	12	24	364
	知立市	31	20	22	41	4	9	127
	高浜市	22	2	15	22	2	2	65
	みよし市	45	14	23	35	1	6	124
	幸田町	25	4	17	24	3	5	78
	小計	433	173	338	483	47	79	1,553
東三河管内	豊川市	134	45	55	96	13	15	358
	蒲郡市	63	13	28	62	3	10	179
	新城市	42	14	14	27	1	1	99
	田原市	54	33	25	37	4	2	155
	設楽町	4	2	2	2	0	2	12
	東栄町	4	1	1	2	0	0	8
	豊根村	1	1	0	0	0	0	2
	小計	302	109	125	226	21	30	813
合計		2,582	909	1,548	2,383	241	389	8,052
構成比 %		32.1	11.3	19.2	29.6	3.0	4.8	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 2023年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

（件）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		59	140	19	33	64	2	317	5.6
聴覚障害		1	7	39	101	0	226	374	6.6
平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	2	50	16	0	0	68	1.2
肢体 不 自 由	上肢不自由	535	174	70	27	25	24	855	15.0
	下肢不自由	55	53	54	136	41	28	367	6.5
	体幹	193	232	171	0	42	0	638	11.2
	移動機能	0	0	0	0	1	0	1	0.0
	小計	783	459	295	163	109	52	1,861	32.7
内 部 障 害	心臓機能	872	0	174	78	0	0	1,124	19.8
	呼吸器機能	79	0	214	602	0	0	895	15.7
	腎臓機能	41	0	270	51	0	0	362	6.4
	膀胱・直腸機能	0	0	9	615	0	0	624	11.0
	小腸機能	2	0	1	2	0	0	5	0.1
	免疫機能	0	13	9	3	0	0	25	0.4
	肝臓機能	10	6	5	10	0	0	31	0.5
小計	1,004	19	682	1,361	0	0	3,066	53.9	
合計		1,847	627	1,085	1,674	173	280	5,686	
構成比 %		32.5	11.0	19.1	29.5	3.0	4.9		

（注）障害区分については、代表部位で計上しています。（3センター共通）

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		12	41	6	12	13	3	87	5.6
聴 覚 障 害		0	1	3	43	0	56	103	6.6
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ じ ゃ く 機 能 障 害		0	0	14	5	0	0	19	1.2
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	90	52	30	11	7	8	198	12.7
	下 肢 不 自 由	8	27	32	42	16	12	137	8.8
	体 幹	77	47	49	0	11	0	184	11.8
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	175	126	111	53	34	20	519	33.4
内 部 障 害	心 臓 機 能	207	0	84	10	0	0	301	19.4
	呼 吸 器 機 能	5	0	87	10	0	0	102	6.6
	腎 臓 機 能	31	0	23	206	0	0	260	16.7
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	2	138	0	0	140	9.0
	小 腸 機 能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	免 疫 機 能	2	3	6	1	0	0	12	0.8
	肝 臓 機 能	1	2	1	5	0	0	9	0.6
小 計	246	5	204	370	0	0	825	53.1	
合 計		433	173	338	483	47	79	1,553	
構 成 比 %		27.9	11.1	21.8	31.1	3.0	5.1		

3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		9	26	5	4	11	0	55	6.8
聴 覚 障 害		0	3	6	10	0	27	46	5.7
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ じ ゃ く 機 能 障 害		0	0	5	3	0	0	8	1.0
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	40	34	10	5	1	3	93	11.4
	下 肢 不 自 由	11	7	6	30	5	0	59	7.3
	体 幹	42	37	32	0	4	0	115	14.1
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	93	78	48	35	10	3	267	32.8
内 部 障 害	心 臓 機 能	162	0	8	4	0	0	174	21.4
	呼 吸 器 機 能	16	0	19	8	0	0	43	4.1
	腎 臓 機 能	19	0	30	84	0	0	133	16.4
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	1	78	0	0	79	9.7
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 疫 機 能	0	1	2	0	0	0	3	0.4
	肝 臓 機 能	3	1	1	0	0	0	5	0.6
小 計	200	2	61	174	0	0	437	53.8	
合 計		302	109	125	226	21	30	813	
構 成 比 %		37.1	13.4	15.4	27.8	2.6	3.7		

[第3表] 2023年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）（件）

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
						人工透析	免疫抑制等					
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	289	0	0	0	0	143	81	34	0	30	1
	瀬戸市	105	0	0	2	0	50	42	3	0	8	0
	半田市	245	0	0	1	0	197	33	1	0	13	0
	春日井市	883	0	0	2	1	761	70	8	0	39	2
	津島市	48	0	0	0	0	31	11	1	0	5	0
	犬山市	72	0	0	0	0	49	7	10	0	5	1
	常滑市	154	0	0	0	0	126	14	9	0	5	0
	江南市	158	0	0	4	1	127	15	4	0	7	0
	小牧市	348	0	0	2	0	216	38	74	0	18	0
	稲沢市	99	0	0	2	1	64	19	4	0	9	0
	東海市	206	0	0	2	0	169	20	1	0	14	0
	大府市	169	0	0	0	0	141	18	3	0	7	0
	知多市	180	0	0	0	0	154	21	0	0	5	0
	尾張旭市	102	0	0	1	0	72	22	4	0	3	0
	岩倉市	77	0	0	0	0	38	15	18	0	6	0
	豊明市	232	0	0	1	0	203	18	1	0	9	0
	日進市	185	0	0	2	0	147	22	0	0	14	0
	愛西市	46	0	0	0	0	23	17	1	0	5	0
	清須市	181	0	0	0	1	148	20	1	0	10	1
	北名古屋市	156	0	0	0	1	107	17	27	0	4	0
	弥富市	29	0	0	2	0	9	12	0	0	6	0
	あま市	140	0	0	0	0	105	22	0	0	13	0
	長久手市	103	0	0	0	0	76	17	1	0	8	1
	東郷町	107	0	0	0	0	95	11	0	0	1	0
	豊山町	25	0	0	0	0	20	1	2	0	2	0
	大口町	21	0	0	0	0	12	4	3	0	2	0
	扶桑町	33	0	0	0	0	20	9	2	0	2	0
	大治町	46	0	0	0	0	36	9	0	0	1	0
	蟹江町	17	0	0	0	0	6	5	0	0	6	0
	飛島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	阿久比町	69	0	0	0	0	61	7	0	0	0	1
	東浦町	142	0	0	0	0	119	15	0	0	7	1
南知多町	44	0	0	0	0	38	5	0	0	1	0	
美浜町	24	0	0	0	0	19	4	0	0	1	0	
武豊町	68	0	0	0	0	53	12	0	0	3	0	
小計	4,803	0	0	21	5	3,635	653	212	0	269	8	

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			視 覚	聴 覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢 体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓
							人工 透析	免疫 抑制等				
西 三 河 管 内	岡 崎 市	984	0	0	2	30	699	57	159	0	37	0
	碧 南 市	187	0	0	0	0	146	19	12	0	10	0
	刈 谷 市	245	0	0	0	0	198	31	5	0	11	0
	豊 田 市	1,072	0	0	0	3	941	82	2	0	43	1
	安 城 市	203	0	0	0	1	110	51	25	0	15	1
	西 尾 市	366	0	0	1	1	288	35	25	0	15	1
	知 立 市	117	0	0	2	0	90	12	5	0	8	0
	高 浜 市	66	0	0	0	0	49	9	4	0	4	0
	みよし市	132	0	0	0	0	114	12	1	0	5	0
	幸 田 町	55	0	0	0	0	39	8	5	0	3	0
	小 計	3,427	0	0	5	35	2,674	316	243	0	151	3
東 三 河 管 内	豊 橋 市	389	0	0	4	5	246	76	0	0	53	5
	豊 川 市	133	0	0	1	0	69	46	0	0	15	2
	蒲 郡 市	192	0	0	1	0	164	12	1	0	14	0
	新 城 市	70	0	0	1	0	56	10	0	0	3	0
	田 原 市	10	0	0	0	0	2	4	1	0	3	0
	設 楽 町	6	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0
	東 栄 町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	豊 根 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	801	0	0	7	5	542	150	2	0	88	7	
合 計		9,031	0	0	33	45	6,851	1,119	457	0	508	18
構成比 %			0.0	0.0	0.4	0.5	75.9	12.4	5.0	0.0	5.6	0.2

[第4表] 2023年度 補装具判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	意思伝達装置	特例	その他	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	244	3	12	86	35	80	14	11	3	0	0
	瀬戸市	92	0	15	19	5	40	4	6	1	2	0
	半田市	79	0	8	24	7	18	11	10	1	0	0
	春日井市	190	1	18	71	22	57	16	5	0	0	0
	津島市	35	0	8	12	2	8	2	3	0	0	0
	犬山市	41	0	2	13	9	7	4	5	1	0	0
	常滑市	29	2	3	5	5	7	4	3	0	0	0
	江南市	45	2	4	17	6	14	2	0	0	0	0
	小牧市	98	1	12	37	12	22	11	3	0	0	0
	稲沢市	52	0	1	14	6	26	3	2	0	0	0
	東海市	56	0	10	19	3	13	10	1	0	0	0
	大府市	67	0	5	24	1	28	5	4	0	0	0
	知多市	53	0	7	14	2	23	6	1	0	0	0
	尾張旭市	19	0	6	4	0	8	1	0	0	0	0
	岩倉市	23	0	1	10	0	10	2	0	0	0	0
	豊明市	38	3	5	9	2	15	4	0	0	0	0
	日進市	47	1	6	19	4	13	4	0	0	0	0
	愛西市	40	1	5	6	2	20	5	1	0	0	0
	清須市	33	0	9	3	6	8	6	0	1	0	0
	北名古屋市	47	0	4	19	6	9	7	2	0	0	0
	弥富市	16	0	3	8	0	2	3	0	0	0	0
	あま市	34	0	7	11	3	10	2	0	1	0	0
	長久手市	10	0	0	2	0	6	0	1	1	0	0
	東郷町	18	0	2	6	0	7	2	1	0	0	0
	豊山町	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	大口町	6	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0
	扶桑町	9	0	1	3	0	4	1	0	0	0	0
	大治町	11	0	3	2	2	2	0	2	0	0	0
	蟹江町	13	0	3	1	1	6	2	0	0	0	0
	飛島村	8	0	4	0	0	1	3	0	0	0	0
阿久比町	17	0	2	5	2	6	2	0	0	0	0	
東浦町	34	0	5	8	6	13	2	0	0	0	0	
南知多町	15	0	0	4	3	8	0	0	0	0	0	
美浜町	13	0	0	3	3	3	2	2	0	0	0	
武豊町	29	3	7	7	0	7	5	0	0	0	0	
小計	1,563	17	178	487	157	503	147	63	9	2	0	

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			義 手	義 足	装 具	座 位 保 持 装 置	補 聴 器	車 椅子	電 動 車 椅子	意 思 伝 達 装 置	特 例	そ の 他
西 三 河 管 内	岡 崎 市	283	6	41	82	22	79	37	15	1	0	0
	碧 南 市	28	0	5	8	3	4	5	3	0	0	0
	刈 谷 市	84	0	22	33	2	15	10	1	0	1	0
	豊 田 市	301	2	34	108	20	73	46	18	0	0	0
	安 城 市	103	0	12	36	7	15	25	7	0	1	0
	西 尾 市	122	4	18	28	8	40	20	2	0	2	0
	知 立 市	26	0	6	7	2	7	3	1	0	0	0
	高 浜 市	23	0	4	6	2	7	4	0	0	0	0
	みよし市	32	0	1	7	2	15	7	0	0	0	0
	幸 田 町	20	0	0	4	0	11	4	1	0	0	0
	小 計	1,022	12	143	319	68	266	161	48	1	4	0
東 三 河 管 内	豊 橋 市	231	0	35	52	30	39	54	21	0	0	0
	豊 川 市	80	0	12	33	7	11	12	4	1	0	0
	蒲 郡 市	69	0	7	18	7	17	11	9	0	0	0
	新 城 市	51	0	9	18	4	5	10	4	1	0	0
	田 原 市	45	2	5	5	0	18	9	4	2	0	0
	設 楽 町	4	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
	東 栄 町	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	豊 根 村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	483	2	69	130	48	92	96	42	4	0	0
合 計		3,068	31	390	936	273	861	404	153	14	6	0
構成比 %			1.0	12.7	30.5	8.9	28.0	13.2	5.0	0.5	0.2	0.0

[第5表] 2023年度 知的障害者相談件数（市町村別）

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	340	0	0	5	0	23	0	313	2	343
	瀬戸市	99	0	0	2	0	7	0	90	1	100
	半田市	145	0	0	0	0	4	0	141	0	145
	春日井市	314	0	0	3	0	17	0	292	2	314
	津島市	40	0	0	1	0	1	0	38	0	40
	犬山市	63	0	0	1	0	3	0	60	0	64
	常滑市	42	0	0	0	0	0	0	42	0	42
	江南市	86	0	0	1	0	8	0	76	0	85
	小牧市	143	0	0	0	0	7	0	135	0	142
	稲沢市	83	0	0	2	0	4	0	77	0	83
	東海市	109	0	0	0	0	8	0	103	0	111
	大府市	69	0	0	1	0	1	0	67	1	70
	知多市	62	0	0	0	0	1	0	61	1	63
	尾張旭市	55	0	0	1	0	1	0	53	1	56
	岩倉市	39	0	0	0	0	3	0	35	3	41
	豊明市	54	0	0	1	0	1	0	53	0	55
	日進市	45	0	0	1	0	0	0	44	0	45
	愛西市	72	0	0	0	0	3	0	70	1	74
	清須市	30	0	0	0	0	1	0	30	0	31
	北名古屋市	54	0	0	0	0	1	0	49	1	51
	弥富市	33	0	0	0	0	2	0	32	1	35
	あま市	67	0	0	1	0	2	0	61	2	66
	長久手市	23	0	0	2	0	1	0	21	0	24
	東郷町	28	0	0	2	0	0	0	25	0	27
	豊山町	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	大口町	23	0	0	1	0	2	0	20	0	23
	扶桑町	27	0	0	2	0	3	0	22	0	27
	大治町	26	0	0	0	0	2	0	24	0	26
	蟹江町	36	0	0	1	0	1	0	33	1	36
	飛島村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	阿久比町	23	0	0	0	0	1	0	22	0	23
	東浦町	52	0	0	0	0	0	0	53	0	53
	南知多町	12	0	0	0	0	1	0	11	0	12
美浜町	24	0	0	0	0	1	0	23	0	24	
武豊町	43	0	0	0	0	2	0	40	0	42	
小計	2,376	0	0	28	0	112	0	2,231	17	2,388	

(続き)

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計	
西 三 河 管 内	岡崎市	347	0	0	5	0	21	0	320	10	356
	碧南市	83	0	0	0	0	5	0	74	4	83
	刈谷市	117	0	0	1	0	2	0	112	5	120
	豊田市	406	0	0	11	0	29	0	367	9	416
	安城市	170	0	0	3	0	17	0	142	10	172
	西尾市	150	0	0	7	0	14	0	129	2	152
	知立市	70	0	0	1	0	4	0	64	3	72
	高浜市	48	0	0	1	0	3	0	43	2	49
	みよし市	53	0	0	0	0	0	0	53	0	53
	幸田町	31	0	0	1	0	0	0	29	1	31
	小計	1,475	0	0	30	0	95	0	1,333	46	1,504
東 三 河 管 内	豊橋市	381	0	0	14	0	21	0	344	2	381
	豊川市	219	0	0	5	0	6	0	208	0	219
	蒲郡市	72	0	0	2	0	4	0	66	0	72
	新城市	43	0	0	0	0	1	0	40	2	43
	田原市	58	0	0	2	0	3	0	53	0	58
	設楽町	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	東栄町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	豊根村	4	0	0	0	0	1	0	3	0	4
	小計	781	0	0	23	0	36	0	718	4	781
合計	4,632	0	0	81	0	243	0	4,282	67	4,673	
	構成比 %	0.0	0.0	1.7	0.0	5.2	0.0	91.6	1.4		

[第6表] 2023年度 知的障害者判定件数（市町村別）

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	19	274	0	0	293
	瀬戸市	9	83	0	0	92
	半田市	8	133	0	0	141
	春日井市	23	263	0	0	286
	津島市	1	34	0	0	35
	犬山市	4	55	0	0	59
	常滑市	0	39	0	0	39
	江南市	6	70	0	0	76
	小牧市	7	121	0	0	128
	稲沢市	5	70	0	0	75
	東海市	7	94	0	0	101
	大府市	1	67	0	0	68
	知多市	3	57	0	0	60
	尾張旭市	0	48	0	0	48
	岩倉市	3	31	0	0	34
	豊明市	1	45	0	0	46
	日進市	0	42	0	0	42
	愛西市	4	59	0	0	63
	清須市	2	27	0	0	29
	北名古屋市	0	47	0	0	47
	弥富市	1	29	0	0	30
	あま市	2	56	0	0	58
	長久手市	1	23	0	0	24
	東郷町	1	25	0	0	26
	豊山町	0	13	0	0	13
	大口町	4	19	0	0	23
	扶桑町	2	22	0	0	24
	大治町	1	21	0	0	22
	蟹江町	1	33	0	0	34
	飛島村	0	1	0	0	1
	阿久比町	1	20	0	0	21
	東浦町	0	49	0	0	49
	南知多町	1	10	0	0	11
美浜町	1	21	0	0	22	
武豊町	2	38	0	0	40	
小計	121	2,039	0	0	2,160	

(続き)

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
西 三 河 管 内	岡 崎 市	24	298	0	0	322
	碧 南 市	6	69	0	1	76
	刈 谷 市	3	113	0	0	116
	豊 田 市	34	353	0	0	387
	安 城 市	22	147	0	0	169
	西 尾 市	15	137	0	1	153
	知 立 市	7	64	0	0	71
	高 浜 市	4	42	0	0	46
	みよし市	0	46	0	0	46
	幸 田 町	0	28	0	0	28
	小 計	115	1,297	0	2	1,414
東 三 河 管 内	豊 橋 市	20	325	0	0	345
	豊 川 市	8	197	0	0	205
	蒲 郡 市	3	63	0	0	66
	新 城 市	1	38	0	0	39
	田 原 市	4	53	0	0	57
	設 楽 町	0	2	0	0	2
	東 栄 町	0	1	0	0	1
	豊 根 村	1	3	0	0	4
	小 計	37	682	0	0	719
合 計		273	4,018	0	2	4,293
構成比 %		6.4	93.6	0.0	0.0	

[第7表] 2023年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
中央児童・ 障害者相談セン ター管内	一宮市	18	220	38	19	69	364
	瀬戸市	3	64	10	5	22	104
	半田市	9	98	7	3	39	156
	春日井市	11	186	33	16	78	324
	津島市	6	27	5	1	7	46
	犬山市	4	42	1	3	13	63
	常滑市	1	28	4	0	9	42
	江南市	4	50	7	7	18	86
	小牧市	10	88	13	8	33	152
	稲沢市	2	65	6	3	17	93
	東海市	7	80	9	7	16	119
	大府市	3	53	2	0	14	72
	知多市	8	40	4	1	18	71
	尾張旭市	0	32	8	1	15	56
	岩倉市	3	21	6	3	6	39
	豊明市	3	35	9	1	10	58
	日進市	0	33	2	0	10	45
	愛西市	1	50	11	3	5	70
	清須市	2	27	2	0	2	33
	北名古屋市	4	31	3	0	11	49
	弥富市	0	24	2	1	5	32
	あま市	2	47	8	1	12	70
	長久手市	2	15	0	1	6	24
	東郷町	4	22	2	0	6	34
	豊山町	1	9	1	0	3	14
	大口町	4	14	0	2	6	26
	扶桑町	0	19	2	2	5	28
	大治町	4	15	3	1	7	30
	蟹江町	3	26	2	1	9	41
	飛島村	0	2	0	0	0	2
阿久比町	1	16	3	1	5	26	
東浦町	0	41	3	0	10	54	
南知多町	0	8	1	1	3	13	
美浜町	0	17	1	1	4	23	
武豊町	1	27	1	3	13	45	
小計	121	1,572	209	96	506	2,504	

(続き)

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
西三河管内	岡崎市	12	243	33	22	52	362
	碧南市	3	50	9	5	15	82
	刈谷市	7	90	3	2	25	127
	豊田市	26	260	34	29	69	418
	安城市	7	110	9	17	33	176
	西尾市	6	105	3	14	28	156
	知立市	6	47	1	4	13	71
	高浜市	4	30	3	3	8	48
	みよし市	1	36	7	0	11	55
	幸田町	3	23	3	0	5	34
	小計	75	994	105	96	259	1,529
東三河管内	豊橋市	15	231	35	20	80	381
	豊川市	4	152	13	5	42	216
	蒲郡市	2	53	5	3	9	72
	新城市	0	32	4	1	6	43
	田原市	1	38	1	3	13	56
	設楽町	0	2	1	0	0	3
	東栄町	0	1	0	0	0	1
	豊根村	0	3	0	1	0	4
	小計	22	512	59	33	150	776
合計	218	3,078	373	225	915	4,809	
構成比 %	4.5	64.0	7.8	4.7	19.0		

2024年12月発行

編集発行 愛知県中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

